

鶴岡市シティプロモーション戦略（仮称）策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

鶴岡市シティプロモーション戦略（仮称）策定支援業務

2 業務の目的

鶴岡市が持つ強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を市内外に効果的に発信し、認知度・知名度の向上を図るとともに、内外から選ばれるまちになり、交流人口及び移住定住人口の拡大、ふるさと納税の増収を目指すため、今後の市の情報発信に係るガイドラインをまとめたシティプロモーション戦略を策定する。広報広聴活動等の基本方針となるシティプロモーション戦略を策定するにあたり、今後の必要な取り組みなどの検討についてのアドバイス等を専門的な見地から支援を委託するもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1) シティプロモーション戦略策定にかかるアドバイス

年間を通してのメール等での対応や、訪問によるヒアリング及びアドバイス等により、会議計画の立案及び協議内容・資料の作成、会議運営や協議結果の取りまとめなどを、効率的に行えるよう支援する。

ア シティプロモーション戦略の構成案の提示

イ 策定スケジュール設定

ウ 成果指標の決定

エ ペルソナの設定

オ 戦略策定に市民の意見を取り入れるためのワークショップを3回程度実施

カ 戦略策定にあたっての基礎となるデータの整理

キ マスメディアへの情報発信支援

5 委託料の支払い

本業務の委託料は、検査確認後に支払うものとする。

6 その他遵守事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知りえた情報を、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩やその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務委託において、個人情報を取り扱う場合は、鶴岡市個人情報保護法施行条例によること。
- (3) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (4) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は市と協議すること。